

公表	事業所における自己評価結果
----	---------------

事業所名		川崎市中央療育センター				公表日	2025年 3月 25日
		チェック項目	はい	いいえ	工夫していると思う点・改善が必要だと思われる点など	課題や改善すべき点	
環 境 制 ・ 整 運 備 営 ・	1	訪問支援に使用する場合の教具教材は適切であるか。	9	1	保護者に持参していただいている。 所内の訓練等に使用したものを持参したり、訪問先機関にある教具で設定すなどした。		
	2	利用希望者に対して、職員の配置数は適切であるか。	10		保育士、指導員、心理士、看護師、PT、OT、STなどのチームを編成し、対象児に必要な人員配置を行っている。		
業務 改 善	3	業務改善を進めるためのPDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。	10		ケースに必要な支援については、モニタリング時期以外にもケース会議や関わった職員間で話し合いの場を設けている。		
	4	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	5	5	今年度初めての自己評価となるため、まだその内容を業務改善につなげるまでには至っていない。	今回の評価表により意向を把握して、必要に応じて業務改善につなげていく。	
	5	従業者の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	9	1	ケース会議やソーシャルワーカーを通じての情報収集を実施している。		
	6	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。	5	5	保育所等訪問支援で外部評価は実施していないがセンターとして第三者委員を設置している。		
	7	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	10				
	8	個々の子どもに対してアセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、保育所等訪問支援計画を作成しているか。	10		多職種による多角的な視点も交えてアセスメントを実施している。 ケース会議や社内メールなどを活用して、意見交換を実施している。		
	9	保育所等訪問支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、子どもの支援に関わる職員が共通理解の下で、子どもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	10		多職種による多角的な視点も交えてアセスメントを実施している。 ケース会議や社内メールなどを活用して、意見交換を実施している。		
適 切 な 支 援 の 提 供	10	保育所等訪問支援計画を作成する際には、訪問先施設の担当者等と連携し、訪問先施設や担任等の意向を盛り込んでいるか。	10		電話や現地での聴取、カンファレンスの中で意向を確認して盛り込んでいる。		
	11	保育所等訪問支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	10		ケース会議や所内のシステムを活用して、共有、改善等をしている。		
	12	子どもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	9	1		保育や教育の現場で使用できるアセスメントツールなどを活用していくことで、より具体的に見立て、伝えることができるとい。	
	13	保育所等訪問支援計画には、保育所等訪問支援ガイドラインの「保育所等訪問支援の具体的な内容」も踏まえながら、具体的な支援内容が設定されているか。	10				
	14	保育所等訪問支援計画が職員間で共有され、計画に沿った支援が行われているか。	10		所内のシステムを活用して、いつでも閲覧できる環境を整えている。		
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	10		訪問者間で役割分担や方向性を確認している。		
	16	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	10		訪問者間で振り返りや方向性の確認をし、次月の担当者に口頭で伝達している。		
	17	保育所等訪問支援を実施する際、訪問先の理念や支援手法を尊重して支援を行っているか。	10		訪問先機関の意見を訪問の都度確認し、意向を尊重した支援を意識している。		

	18	毎回の支援に関して、記録を取ることを徹底し、支援の検証・改善に繋げているか。	10		毎回記録を作成している。	
	19	定期的に保護者や訪問先の意向の確認やモニタリングを行い、保育所等訪問支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	10			
関係機関や保護者との連携	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、その子どもの状況をよく理解した者が参画しているか。	8	2		
	21	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	8	2		
	22	就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	9	1	引継ぎシートを作成し、必要に応じて訪問や電話での連携を図っている。	
	23	質の向上を図るために、積極的に専門家や専門機関等に助言を受けたり、職員を外部研修に参加させているか。	8	2	各職種ごとに研修等は受講しているが、保育所等訪問支援としては実施していない。	職種に関わらず、保育所等訪問支援事業（訪問支援）に関する研修の受講。
	24	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか。	3	7	自立支援協議会に子ども部会が存在しない。SWが地域の会議等に参加している。	
	25	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。	10		小さな変化も共有できるよう意識している。	
	26	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	5	5	センターの機能として、ペアレントトレーニングを実施している。	訪問先機関との信頼関係を構築し、連携して保護者支援（対応力の向上）を図る。
	27	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	10			
保護者等への説明等	28	訪問先施設に対し、事業の趣旨や訪問支援の目的等について適切に説明を行っているか。	10			
	29	保育所等訪問支援計画を作成する際には、子どもや保護者の意思の尊重、子どもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、子どもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	10			
	30	「保育所等訪問支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から保育所等訪問支援計画の同意を得ているか。	10			
	31	定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか。	10			
	32	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。	1	9		
	33	こどもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	10			
	34	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	7	4	センター全体の通信は定期的に発行しているが、保育所等訪問支援だけの情報発信は行っていない。	
	35	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	10			
	36	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	10			
	37	訪問支援に加え、訪問先からの相談等に適切に応じる体制を整え、必要な助言や支援を行っているか。	10		対象となる児童ごとに訪問先機関からの窓口となる職員を決めて対応している。	

訪 問 先 施 設 へ の 説 明 等	38	保育所等訪問支援の実施後に、訪問先施設とカンファレンスを行っているか。	10		毎回、訪問の際にカンファレンスを実施している。都合により当日に実施できなかつた場合には、後日実施や電話でのカンファレンスを実施している。	
	39	保育所等訪問支援の実施後に、家族等へ適切に支援内容等の共有を行っているか。	10			
	40	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	10			
	41	訪問先施設からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、専門的な助言を行っているか。	10			
	42	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	9	1		
非 常 時 等 の 対 応	43	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	5	5		
	44	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	10			
	45	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	10			
	46	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。	9	1	身体拘束についての話し合いは行っていない。 訪問先での支援となるため、支援内容や必要に応じて説明を行っていく。	